

壱岐市農業委員会定例会（令和元年9月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年9月24日（火） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番 …委員  
…番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第48号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第49号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
  - 議案第50号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第51号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より令和元年9月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中15名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第1

8条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

30番 土地の所在

郷ノ浦町坪触 字雲林 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 194㎡

譲渡人、 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、 ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が14,079㎡、畑が20,538㎡、計の34,617㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人、妻共に5年です。通作距離は、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が飼料を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月18日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。ご存知のように・・・さんは、建設会社を経営されておりましたが、近年息子さんの方に経営の建築の方を譲渡されまして、放牧を主体とした畜産の方に力を入れております。増頭が中々進んで、飼料が間に合わなくなり、この前からも土地の譲渡等ここで審議頂いておりますけども、またその案件で今回このような件が出ております。飼料確保の為の売買ですので問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号30番は決定いたします。

続きまして、31番の説明を求めます。

事務局 はい、31番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字梅ノ木 ・・・・ 地目 田 面積 184㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 252㎡

計 田が2筆で436㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が17,290㎡、畑が6,875㎡、計の24,165㎡です。

申請理由

譲渡人 現在、耕作している譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が55年、妻45年、子10年です。この2筆は・・・さん

宅の横の農地です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま  
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付ける計画でありますの  
で、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると考えます。

9月18日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。  
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。今、内容は先程事務局が申しあげましたように・・  
さんは、皆さんご承知のように大左右ファームの今理事長でございまして、・・  
と・・はまわられたのですが、この2人で大左右ファームはフル回転してお  
ります。まず、それだけ攻めの気持ちで頑張っておられます。自分の家の近く  
でございますけど、先程・・さんももう旦那が58歳で亡くなりましたので、  
ここの土地も・・さんが耕作をしておられます。それだけ意欲満々でやってお  
られますので、皆さんご審議の程どうかよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで  
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4  
5号31番は決定いたします。

続きまして議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を  
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地  
の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付し  
て進達の要がある。

4番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字八斗蒔 . . . . . 地目 畑 面積 208㎡ 転  
用目的 農業用施設用地

申請人、. . . . .

申請理由 既存の牛舎が狭くなった為、申請地に新たに牛舎を建築し利用し  
たいので申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の  
変更が県の同意を得て、令和元年7月30日に完了をいたしております。位置  
図、写真、配置図は3頁から5頁です。用途区分変更の折(7月18日)に、・・  
委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さん、お早うございます。担当の・・です。今、事務局から説明があったとおり7月の折に現地確認はしておりますので、今回は電話による確認を行いました。現在、既存の牛舎に繁殖牛、育成牛合わせまして26頭程飼われております。・・さんは認定農業者でもありますし、今回狭くなったと申しますか牛舎は狭くなるんですが、牛が多くなったので20頭規模の牛舎を建てたいという事で子牛用と育成用の牛舎になります。子牛用は離乳から市場の販売までと育成用につきましては、離乳から最初の授精位までを、そこで飼いたいという概ね20頭位の牛舎だそうでございます。頑張っておられますので、皆様よろしくご審議の程お願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号、4番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

14番 土地の所在

勝本町東触 字境畑 ・ ・ ・ ・ ・ の一部 地目 田 面積 1,449㎡  
のうち35.2㎡

転用目的 風況観測塔（一時転用）であります。

貸付人、・ ・ ・ ・ ・

借受人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 海上風力発電所を計画するにあたり、発電量を見積もるため風況（風速・風向）の調査が必要となるため、申請地に風況観測塔を設置したいので申請します。というものです。権利の設定内容は賃貸借です。

農振農用地区域内の農地で、宍田市よりこの申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。9月18日に・・委員さんと借受人の従業員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。担当の・・・です。今、説明があった通り先日9月の18日に現地調査を行っております。場所は前勝本町の焼却場に隣接する圃場でございます。壱岐の中でも一番北にあたるここで調査をしたいと申請が上がっております。計画自体は、郷ノ浦沖あいの洋上に100基程度風力発電を設置したいというような計画でございます。それにあたって一応風況調査を3年間実施したいという事で一時転用という形になっております。9頁をご覧になってもらうとわかると思います中央に100mの鉄塔を建てて3方向にワイヤーで固定するというような形になっておりますので、8頁にありますように部分転用という形です。赤で囲まれた部分だけの転用になります。現在、飼料作物を別の方が作っておられますけども、この部分だけ外して飼料作物は作る事は可能という事で部分転用としております。一応10年計画で郷ノ浦町の漁協にもまだ話していないとの事ではありますが、一応そのデータを収集するという事で、今回3年間の限定で一時転用となって、その後は圃場に戻すという形になっております。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号14番は意見を付して進達いたします。

続きまして、15番の説明を求めます。

事務局

はい、15番 土地の所在

芦辺町国分川迎触 字原 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 500㎡

転用目的 一般個人住宅

貸付人、 ・ ・ ・ ・ ・

借受人、 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 現在、妻の実家で義父母と同居している為、申請地を義父より借り受け、居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農用地区域除外は県の同意を得て令和元年7月5日に完了を致しております。

農地の分類は、昭和46年に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地であります。例外許可要件の集落接続の住宅に該当するとの判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。農用地区域除外の折（4月22日）に・・・委員さんと貸付人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・委員

担当の・・・です。この件は前に一回諮った件でございます。別に変更ございません。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号14番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第48号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、13頁をお願い致します。

議案第48号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在、

勝本町東触 字水畑 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 317㎡

除外目的、宅地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に、居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。9月18日に・ ・ 委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員 度々ですけど、この件につきまして、16頁をご覧下さい。現在、上の空白の所ここに住宅が建っておりまして、背後が急傾斜という風になっておりまして、家も古くなったので、立て替えたいという事で、申請が出ております。これは10年程前から話が出ておりまして、その（家の）前を市道が通っております。その部分の付け替え、交換という形で、その前に自費で道路を作って市と協議をしておりましたけども、この度、交換がやっと出来るというような話で今回の申請になっております。宅地自体をこの前面に持って来て、間に水路が通っておりますので、その前に家を出したいという事でその畑部分に転用という形になっております。市の方とも一応交換という事でやっと協議がまとまりましたので、今回の申請という風になっております。10年来の案件ではありますけれどそういう風になっております。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第48号6番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第49号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたしますが、7番と8番は、・ ・ 委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして、退席をお願い致

します。

----- (・・委員退席) -----

事務局の説明を求めます。

事務局

はい、17頁をお願いします。

議案第49号 「沓岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする必要がある。7番と8番は申請人が同一でありますので、続けて説明させていただきます。

7番 土地の所在、

郷ノ浦町志原南触 字鬼ノ管巢 …… 地目 畑 面積 1,154㎡  
変更の内容、農業用施設用地

申請人、……………

申請理由、申請地に牛舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から21頁です。

続きまして、8番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字須五六 …… 地目 田 面積 1,247㎡  
変更の内容、農業用施設用地

申請人、……………

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は22頁から25頁です。

9月18日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

はい、只今、事務局から説明がありました通りに現地立ち会いを行いました。7番の件に関しましては、現況写真の19頁20頁を視て頂ければわかると思いますけれども既に新しい牛舎として申請をここで許可願いと全部出されてその敷地内といいますか枠内にありまして、別に周りの環境に対しても問題はないかと思えます。

次の8番に関しましては、今までサイド牛舎の入り口の所で、ラッピング作業並びにその置き場として使用されておりましたが、育成あるいは手狭になったという事で牛舎を建設する事にしたそうです。・・は、県下でも初めてハソップ等自然環境に取り組んだ牛の飼い方とかを積極的にされております。近くに民家はありますけれども、そういう取り組みを勘案して大丈夫だと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号の7番と8番は意見を付して回答いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局

はい、9番 土地の所在、

石田町筒城東触 字片部 …… 台帳地目 畑 現況地目 田 面積  
1, 352㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、……………

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は26頁から28頁です。

本来ならば・・・の案件であります。9月18日に・・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

今、事務局から説明がありました様に会長の担当地域ではありますが、代理で現地を確認して参りました。立ち会いはお父さんの方が立ち会われた訳ですけど、子供さんが自分の牛を持ちたいという事で計画をされております。周辺農地への影響は無いかと思っておりますので、皆さん方によろしくという事でしたので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですが、一寸、私からお聞きしたいのですが、これは、1,000㎡を超えているものですかから県の方で審査する訳ですが、問題はいつも畜産事業で指摘されるのが畜産公害の問題ですが、堆肥なんかはどのようにされるのですか？

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

写真視てわかられると思いますけど、南側の方は山になっておりまして、堆肥舎は手前の方に作るそうです。配置図で言ったら東側に作るそうです。

議長

周りには民家等ないですかね。

・・・委員

はい、周りに家は無いです。この下側が山になって、これは・・・さんの土地であります。

議長

はい、わかりました。今、色々牛舎が建つ訳ですが大きい牛舎は、県で審議をする訳です。特に酪農なんかは、ガスの発生が多いようですから、それだけ承っておきます。はい、わかりました。外にみなさんご意見ないようですので、議案第49号の9番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第50号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第50号と議案第51号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。29頁をお願い致します。

議案第50号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

30頁～45頁の令和元年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度29頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の10年間の田が178筆で151,058㎡、使用貸借権設定の10年間の田が114筆で113,483㎡、畑が22筆で22,876㎡、使用貸借権設定の合計が136筆で136,359㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、46頁をお願い致します。議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。47頁～62頁の令和元年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度46頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第50号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第50号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第50号と議案第51号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。